

保護者様

保存版

京都市立川岡東小学校
校長 竹原 正樹

台風及び地震・特別警報発令時等に対する非常措置についてのお知らせ

① 台風

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に午前7時現在「暴風警報」が発令された場合、臨時休業とします。

ただし、警報が解除された場合、時間帯によって対応が異なりますので、下記時間帯のニュースにご注意ください。

- 1 午前7時までに解除になった場合……平常授業
- 2 午前9時までに解除になった場合…… 10:30以降の活動から実施
- 3 午前11時までに解除になった場合…… 13:30以降の活動から実施（※給食は中止）
- 4 午前11時現在、暴風警報発令中の場合……臨時休業

※以上は、『暴風警報』についてであって、『大雨警報』や『土砂災害警報』等は対象になりません

② 地震（震度5弱以上） 特別警報 危険警報 避難指示

本校においては、京都市域のいずれかの行政区において震度5弱以上の地震が発生した場合、また京都市に特別警報や、警戒レベル4相当の危険警報、本学区に避難指示（緊急）が発令された場合、下記のような措置を取ります。

- 1 登校前に震度5弱以上発生した場合
深夜0時までに地震が発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。（なお、休業日・休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、すぐる配信及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。）
- 2 特別警報が発令された場合
・午前0時までに解除→5校時（13:30）から始業
・午前0時現在、発令中→臨時休業
- 3 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合
気象状況により、大規模かつ長時間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合はすぐる配信及びホームページにより、連絡します。
- 4 避難指示（緊急）
川岡東学区は桂川下流の浸水想定区域であるため、避難指示（緊急）が発令されることがあります。その場合、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

③ 在校中における災害発生時の子どもの下校について

1. 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合
すべての児童を学校に留め置くこととします。その後、保護者の方に学校へ来ていただきお子たちを引き渡します。（安全確保のため、子どもだけで帰らせることはしません）
2. 特別警報や避難指示（緊急）が発令された場合
下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、児童調査票にご記入頂いた内容に沿って対応を行いますが、不測の事態においては保護者の方に学校へ来ていただき、お子たちを引き渡します。